

第1120回教育委員会

令和5年3月15日
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 令和5年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について
(高校教育課)
 - (2) 米沢産業高校(仮称)の校名・校章・校歌の検討について
(高校教育課高校改革推進室)
- 5 議 題
 - 議第1号 山形県教育委員会告示(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の廃止に係る臨時専決処理の承認について
(教育政策課)
 - 議第2号 山形県教員「指標」の一部改正について
(教育政策課)
 - 議第3号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について
(教育政策課)
 - 議第4号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(教職員課)
 - 議第5号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則の設定について
(教職員課)
 - 議第6号 山形県スポーツ推進計画の計画期間の延長について
(スポーツ保健課)
 - 議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
(生涯教育・学習振興課)
 - 議第8号 博物館法施行細則の一部を改正する規則の制定について
(生涯教育・学習振興課)
 - 議第9号 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について
(生涯教育・学習振興課)
 - 議第10号 山形県図書館協議会委員の解嘱及び任命について
(生涯教育・学習振興課)
 - 議第11号 教育委員会職員の人事について
(教育政策課)
 - 議第12号 教職員の人事について
(教職員課)
- 6 閉 会

議第 1 号

山形県教育委員会告示（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の廃止に係る臨時専決処理の承認について

平成 13 年 5 月県教育委員会告示第 10 号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の廃止について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 32 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月県条例第 62 号）の廃止に伴う上記告示の廃止について、処理に緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 5 年 3 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会告示第5号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

【参考】

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報

平成13年5月8日山形県教育委員会告示第10号

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のように定め、告示の日以降に実施する試験等から適用する。

口頭により開示請求を行うことができる個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
事項	内容		
県立学校実習教諭選考試験	一般教養筆記試験得点及び総合ランク	合格発表の日から1月間	教育庁教職員課
県立学校寄宿舎指導員選考試験	同	同	同
県立学校技能労務職員選考試験	総合ランク	同	同

山形県教育委員会告示の廃止について

1 廃止理由

令和5年4月1日の改正個人情報保護法施行により、同法が地方自治体等に直接適用されることに伴い、令和5年3月31日限りで山形県個人情報保護条例が廃止されることから、同条例で規定する簡易開示制度に係る告示を廃止するもの。

2 廃止告示

○ 口頭により開示請求を行うことができる個人情報（平成13年5月県教育委員会告示第10号）

（参考）同告示で規定する対象試験

- ・ 県立学校実習教諭選考試験
- ・ 県立学校寄宿舍指導員選考試験
- ・ 県立学校技能労務職員選考試験

※ 上記個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは口頭による開示請求を可能とし、直ちに開示することとしていたもの。

※ 告示廃止後も、個人情報保護法に基づき、「情報提供」としてこれまでどおりの対応を行う予定。

3 廃止期日（告示日）

令和5年3月31日（令和5年3月14日告示）

なお、知事部局、人事委員会、企業局、警察本部においても、同様に採用試験等の簡易開示に係る告示を廃止。

議第 2 号

山形県教員「指標」の一部改正について

山形県教員「指標」を別紙のとおり改正する。

提 案 理 由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の公布に伴い改正された文部科学大臣指針を踏まえ、教育公務員特例法第 22 条の 3 の規定に基づき、平成 30 年 1 月に策定した山形県教員「指標」を改正するものである。

令和 5 年 3 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教員「指標」の一部改正について

1 山形県教員「指標」について

- 山形県教育委員会が、平成 29 年 4 月に施行された改正教育公務員特例法に基づき、文部科学大臣が定める「指針」を踏まえ、本県の教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質・能力を明確化し、研修計画を策定する際に踏まえるべきものとして策定（平成 30 年 1 月）したものを。

2 教育公務員特例法の改正等を踏まえた山形県教員「指標」の一部改正について

- 令和 4 年 5 月、教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正され、教員免許更新制の廃止とともに、任命権者（県教育委員会）等による教員の研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定が整備された。
- これに併せて、文部科学大臣「指針」が改正され、教師に共通的に求められる資質・能力について再整理された。
- 山形県教育委員会では、改正された文部科学大臣「指針」、「指標」策定以降の状況の変化を踏まえ、山形県教員「指標」を改正するとしたもの。2 月 2 日に開催した「山形県教員資質向上協議会」における委員の御意見、更に 2 月 16 日から 3 月 6 日まで実施したパブリックコメントの御意見を反映。

山形県教員「指標」(改正案)

山形県教育委員会

1 策定の趣旨

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条の3に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を踏まえ、県内教職課程を有する大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、本県教員が『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(令和3年1月中央教育審議会答申)で示された新しい時代における教員の姿を実現するため、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質・能力を明確化した指標を定める。

2 性格

指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて効果的・継続的な研修を行うための目安であり、県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。

また、校長は、指標及び研修計画、研修等に関する記録を踏まえて、教員に対し資質の向上に関する指導助言を行うものとする。

なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

3 指標が対象とする教員等の範囲

県教育委員会が任命権者となる県立学校、市町村立小・中学校・義務教育学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭(常勤講師及び短時間勤務教諭を含む)、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭とする。

(非常勤講師については対象としないが、研修機会の充実に努め、資質向上を図る。)

なお、市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

4 校長の指標

校長の職責及び役割の大きさに鑑み、校長の指標を策定する。

5 本県が採用時に求める教員の姿(※山形県教員選考試験 基本方針より)

- (1) 児童生徒への深い教育愛と教育に対する強い使命感、責任感のある方
- (2) 明るく心身ともに健康で、高い倫理観と規範意識を備え、法令を遵守する方
- (3) 豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢をもち続ける方
- (4) 山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校や地域社会を築こうとする方

6 本県教員に求める「着任時の姿」

「5 本県が採用時に求める教員の姿」(※山形県教員選考試験 基本方針より)に基づき、本県教育委員会が行う教員採用、及びその後の資質向上の前提となる、初任者に求める「着任時の姿」を、以下のとおりとする。

【 「着任時の姿」 】

○教諭（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教諭及び主幹教諭）

【教職の実践に関する資質・能力】

- 1 児童生徒に対する深い教育愛をもつた上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。
- 2 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。
- 3 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。
- 4 学習評価の意義と方法について理解している。
- 5 インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。
- 6 学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。

【教職の素養に関する資質・能力】

- 1 言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。
- 2 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に対する専門性を身に付けている。
- 3 「令和の日本型学校教育」を踏まえた、新しい時代における教育、学校及び教職の意義や、学び続ける教師の重要性について理解している。
- 4 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。
- 5 山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。
- 6 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。

○養護教諭（※教諭と共通するものは除く。）

【養護教諭の実践に関する資質・能力】

- 1 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。
- 2 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。
- 3 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。
- 4 人とのつながりを大切にし、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。

○栄養教諭（※教諭と共通するものは除く。）

【養護教諭の実践に関する資質・能力】

- 1 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。
- 2 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。
- 3 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。
- 4 栄養管理責任者としての役割について理解している。
- 5 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。

○幼稚園教諭（※教諭との整合性を図りつつ、「児童生徒」を「幼児」に、「学習指導要領」を「幼稚園教育要領等」などに、文言を置き換えている。）

7 指標の段階

指標には、本県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質を「**着任時の姿**」として第一の段階に位置付け、それも含めて以下の段階を設ける。

○教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭のキャリアステージ（5段階）

- ・ 着任時の姿 （初任時）
- ・ 始発期 ※（初任時～3年目）
- ・ 成長期 ※（4年目～10年目）
- ・ 充実期 ※（11年目～20年目）
- ・ 組織運営期 ※（21年目～退職）

※キャリアステージごとに示した経験年数は、各教員が自ら資質向上を目指す際にあくまでも目安であり、研修を受ける際等に参考とするものである。
例えば、本県教員としては初任であっても、他県で教員としての経験を積んでいる場合などは、成長期にあたる研修で自らの資質向上を図ること等も考えられる。

8 指標の内容を定める観点

指標の内容を定めるため、教諭用、幼稚園教諭用、養護教諭用、栄養教諭用にそれぞれ、以下の観点を設定する。

教諭用	
A：教職の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<p style="text-align: center;">担任力</p> <p>○生徒指導力 ・児童生徒理解力・教育相談力 ・集団指導力・学級経営力</p> <p>○学習指導力 ・基礎的授業力・カリキュラムマネジメント ・指導の積極的改善 ・教師としての専門性の構築、専門教科の指導力強化</p> <p>○特別支援教育力 ・特別支援教育の理解と実践力</p> <p>○ICT活用力・情報モラル</p>	<p>○総合的な人間力 ・社会力 ・豊かな人間性・教養 ・学び続ける姿勢</p> <p>○教育公務員としての自覚</p> <p>○チームマネジメント能力 ・経営参画意識 ・連絡調整力 ・チーム運営力 ・後輩への指導・助言力</p> <p>○危機管理対応能力 ・学校安全の意識 ・学校情報管理の意識</p>

養護教諭用	
A：養護教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<p>○養護教育力 ・健康相談力 ・保健管理力 ・保健教育力 ・保健室経営力 ・保健組織活動力</p> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> <p>○特別支援教育力</p>	<p>※教諭用と共通</p>

栄養教諭用	
A：栄養教諭の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<p>○栄養教育力 ・食に関する指導力 児童生徒理解力、食育推進力、給食時間における食に関する指導力、教科等における食に関する指導力、個別的な相談指導力</p> <p>・学校給食管理力 栄養管理力、衛生管理力</p> <p>○ICT活用力・情報モラル</p> <p>○特別支援教育力</p>	<p>※教諭用と共通</p>

校長用	
<input type="checkbox"/> 総合的な人間力	
<input type="checkbox"/> 教育公務員としての自覚	
<input type="checkbox"/> 経営・組織マネジメント力（学校経営力、人材育成力、連携・協働調整力）	
<input type="checkbox"/> 危機管理	

幼稚園教諭用	
A：保育の実践に関する資質・能力	B：教職の素養に関する資質・能力
<input type="checkbox"/> 幼児理解力 ・幼児理解力・教育相談力 <input type="checkbox"/> 保育指導力 ・集団指導力 ・基礎的保育力・カリキュラムマネジメント ・指導の積極的改善 ・保育の専門性の構築 <input type="checkbox"/> ICT活用力・情報モラル <input type="checkbox"/> 特別支援教育力 ・特別な支援を必要とする幼児への指導・援助力	<input type="checkbox"/> ※教諭用と共通

9 指標の構成

- (1) 指標のキャリアステージ（5段階）を横軸とし、各観点を縦軸として、キャリアステージ及び観点到に即した項目内容を記述し、表を作成している。
- (2) 各キャリアステージにおいて○印を付けた重点項目は、各教員が自らの資質向上を図るため研修を受講する際などに、目安として活用できるようにするものである。（その重点の時期以前に、研修及び教員としての経験等により身に付けておくことは、より望ましい。）
- (3) 指標の「始発期」に位置付けた重点項目は、「探究型学習の趣旨理解」、「郷土愛の育成」、「ICT機器の活用」など、本県教育の充実に向けて、教職の早い段階から身に付けてほしい資質として示したものである。特に、養護教諭や栄養教諭には、学校において、より専門性の高い教員としてその能力を発揮してほしいという考え方から、「始発期」により多くの重点項目を位置付けている。
- (4) 県教育委員会は、指標のキャリアステージ及び観点等を踏まえ、各教員が資質向上を図るための研修計画を策定する。

10 指標の文言

- (1) 指標の文言について、教諭・養護教諭・栄養教諭用においては、めざす資質・能力像として示すため、文末表現を「～できる」としている。また、校長用においは、資質・能力の発揮という観点から文末表現を「～を行う、～する」としている。
- (2) 本県で使用している教育用語の中で、特に説明が必要な文言について以下に示す。

【令和の日本型学校教育】

中央教育審議会答申で示された、「全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」を目指す学校教育の姿

(出展：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～) 2021.1 中央教育審議会答申)

【指導助言】(山形県教員「指標」2 性格)

指導助言は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者が行う。教員への指導助言は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施する。

(出展：教育公務員特例法 第20条、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 2022.8 文部科学大臣告示」)

【教育愛】(山形県教員「指標」5 本県が採用時に求める教員の姿)

「教育愛」：一般には教育者（特に教師）の被教育者（特に児童）に対する愛をさすが、それは単なる情緒的な愛ではなく、被教育者をより望ましい方向に形成することを意図して被教育者にはたらきかける教育活動によって表現される愛である。

(新教育学大辞典 第一法規)

【担任力】(山形県教員指標 教諭用A 領域)

「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく力

(出典：「担任カリーフレット 第1集」2013.3 山形県教育委員会)

【探究型学習】(山形県教員指標 教諭用A 項目26)

自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習

(出典：「平成29年度 学校教育指導の重点」2017.3 山形県教育委員会)

【ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業】(山形県教員指標 教諭用A 項目32、幼稚園教諭用A 項目36、養護教諭用A 項目36、栄養教諭用A 項目35)

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」の定義

「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できるように、配慮を要する児童生徒には『ないと困る支援』で、他の児童生徒にも『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫した授業づくり」

(出典：研究報告書第80号「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」2013.3 山形県教育センター)

【師表】(山形県教員指標 校長用 項目4)

「師表」：師として人の手本・模範となること。また、そういう人。(大辞林)

「完璧な人間がいないように、誰も完璧な師表にはなり得ない。大切なことは、師表たる教師になろうという意識を持ち続けること、そうなるために努力することである。教員になるということ、教員であり続けるということは、そのような覚悟が必要なのである。」

(出典：「信頼される学校教育を推進するために～管理職等のための『校内研修活用資料』～」及び「師表」 2011.12 山形県教育委員会)

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
生徒指導力	児童生徒理解力 ・教育相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。	○				
		2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わるることができる。		○			
		3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○			
		4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○			
		5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。		○			
		6 キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を表現するための力を育成することができる。				○	
		7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。		○			
		8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。		○			
		9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら、 それぞれの可能性や活躍の場が引き出される 温かい学級経営に取り組むことができる。			○		
		10 学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。				○	
		11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。				○	
		12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。				○	
		13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。			○		
		14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。					
		15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。				○	
		16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。				○	
		17 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習内容の習熟の程度などを踏まえ、学習者中心の指導を行うことができる。				○	
18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。					○		
19 学校の特色や教育課題を踏まえ、PDCAサイクルを具体化し、実践することができる。			○				
20 学習評価の意義と方法について理解している。							
21 児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究を行うことができる。				○			
22 評価規準を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。				○			
23 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。					○		
24 教科における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。							
25 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。				○			
26 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。				○			
27 郷土を理解し、郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育む体験活動等を進めることができる。				○			
28 研究会や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。					○		
29 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。							
30 英語教育や道徳教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。							
31 インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。			○				
32 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。				○			
33 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。					○		
34 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。					○		
35 共生社会の実現に向け、専門知識やコア・ディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。							
36 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○		
37 学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。			○				
38 ICT機器を、授業で柔軟に活用するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。				○			
39 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。							
40 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT活用を進めることができる。					○		
41 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。							
						○	

担 任 力 (右 記 三 つ の 力 を 統 合 し て 、 授 業 を 核 と し た 学 級 ・ 学 年 ・ 教 科 経 営 を 行 っ て い く 力)

山形県教員指標

教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】

※○印は、その段階における重点項目

「指標」教諭用B

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
総合的な人間力	社会力	1 言葉遣いやマナー、コミュニケーションなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。	○					
		2 悩みや困ったことが生じた場合には、管理職や同僚に相談することができる。		○				
		3 互いに相談し合える雰囲気を作ることができる。			○			
	豊かな人間性・教養	4 教職員間のコミュニケーションを活性化し、相互理解を促進することができる。		○				
		5 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に関する専門性を身に付けている。		○				
		6 日本及び外国の文化・歴史、環境問題、平和問題等についての広い知識を持っている。			○			
		7 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもって仕事に取り組むことができる。			○			
	学び続ける姿勢	8 地域の一員として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。			○			
		9 「令和の日本型学校教育」を踏まえ、新しい時代における教育、学校及び教職の意義や、学び続ける教師の重要性について理解している。	○					
		10 常に自らの学びを省察し、課題を発見し改善に努めることができる。		○				
教育公務員としての自覚	学び続ける姿勢	11 管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め自己を省察し、成長につなげることができる。		○				
		12 教師として自己革新への意欲をもち続け、様々な情報を適切に収集・整理・分析し、社会や学校を取り巻く状況変化等を踏まえながら、たゆまぬ自己研鑽を行うことができる。			○			
		13 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。	○					
		14 高い倫理性のもとに、教育公務員として法令及び服務規律を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。		○				
		15 高い倫理性と厳正な服務規律のもとに自らの使命・任務を遂行し、同僚への助言も行うことができる。		○				
	チームマネジメント能力	16 山形県の教員として、郷土を愛する心をもち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。	○					
		17 同僚と協働することの意義を理解するとともに、自分の意見を発信しながら問題解決に向けてチームで対応することができる。		○				
		18 組織の一員として自己の役割を自覚し、限られた時間や資源を効果的に用いつつ、学校・園の運営に貢献することができる。			○			
		19 学校・園を取り巻く状況を把握・分析し、組織の課題を発見することができる。			○			
		20 柔軟な発想と企画力、的確な判断力をもち、全体最適の視点から学校・園の職務を推進することができる。			○			
連絡調整力	チーム運営力	21 学校・園の運営について、機会を自ら創り出して管理職に意見申すことができる。				○		
		22 組織運営や教科経営に積極的に関わり、学校・園の教育目標の実現に向けて工夫改善を行うことができる。				○		
		23 組織全体について、内外の環境要因を広く見渡しながらその特徴をつかみ、強みを活かした教育活動を展開することができる。				○		
		24 保護者や地域等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。				○		
		25 学校・園の共通認識のもと、外部の専門機関と連携を図ることができる。				○		
	後輩への指導・助言力	26 保護者、地域、関係機関等、様々な立場の人と協力し、広く情報収集したり、適切に情報発信したりすることができる。					○	
		27 外部との調整の実務担当者として、学校・園の課題に応じて人的・物的資源を活用することができる。					○	
		28 互いの課題や悩みに気付き、支え合う環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援することができる。					○	
		29 会議や研修が効果的に行われるように、参加者の意見や積極的な取り組みを引き出すことができる。					○	
		30 同僚の特性や強みを見取り、それを活かしたよりよい組織づくりに貢献することができる。					○	
危機管理対応能力	学校・園の安全管理	31 外部専門家等も含めた「チーム学校」づくりに参画することができる。					○	
		32 若手教員メンターとして、新規採用職員をはじめとする若手教員に対してアドバイスやサポート等を行うことができる。				○		
	学校・園の情報管理	33 同僚の教育実践における課題について、学び合う意識をもって助言することができる。					○	
		34 自らの指導及び援助等の技術を公開し、職員のロールモデルであることを自覚し、後進の育成に当たることができる。					○	
		35 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。	○					
		36 危険発生時の対処要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えて、事件・事故、災害への的確な対応ができる。		○				
		37 安全教育の計画の策定に主体的に参画し、学校・園の安全に関する実践を推進することができる。					○	
		38 危険発生時の対処要領の作成に参画し、事件・事故、災害への的確な対応ができる。						○
		39 パソコンの使用規程などを遵守し、個人情報保護などの安全管理に努めながら資料を作成したり活用したりすることができる。						○
		40 パソコンの使用規程などを整備し、安全管理を徹底することができる。					○	
41 最新のICT技術の動向や実態を把握して、安全管理の重要性の啓発を推進することができる。						○		

山形県教員指標 校長用

☆「指標」校長用☆

領域	能力	項目	
総合的な人間力	管理職としての見識	1 学校の責任者として、自己管理に努め、職業倫理の模範を示すとともに、豊かな経験にもとづき、的確で迅速な判断・決断をしリーダーシップを発揮する。	
		2 国や県、市町村教育委員会の教育施策について情報を収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握し、教育哲学や理念に基づいた学校経営を行う。	
	学び続ける姿勢	3 「令和の日本型学校教育」の実現のため 、自ら研究と修養に励み資質・能力を磨くとともに、職務上の自らの言動や行動を絶えず省察し、校長としてのマネジメント力等の向上を図る。	
教育公務員としての自覚		4 教育公務員として自ら法令を遵守し、「師表」となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね教職員を指導する。	
経営・組織マネジメント力	学校経営力	①学校経営目標の設定と達成	5 自校の実態と使命を踏まえ、 様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報を収集・整理・分析、組織内で共有しながら 先見性をもって経営目標を策定し、その実現に向けて経営戦略を構築する。
			6 学校評価をもとに教育活動や学校運営の状況を的確に把握し、継続的な評価・改善を行うとともに、積極的な情報発信を行い、説明責任を的確に果たす。
		②カリキュラムマネジメント	7 教育目標の具現化に向けて学校の使命や教職員の実態等を踏まえ、特色を活かしたカリキュラムの作成・管理・改善にリーダーシップを発揮する。
	③組織体制づくり	8 組織運営にかかわる内部・外部の環境条件を把握し、事務職員、技能職員等の職務も理解しながら、強みを活かした教育活動の実現に向けた組織づくりを行う。	
		9 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の課題に、組織で対応する「チーム学校」づくりに指導性を発揮する。	
		10 職場内のコミュニケーションを通じて協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団を育成する。	
		11 業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。	
		①人材育成	12 教職員一人一人の能力や適性を把握し、チームや学年、教科等によるOJTを推進するとともに、キャリアステージに応じた外部での研修を促す。
	②人材発掘	13 ミドルリーダー・シニアリーダーの育成を図り、管理職にふさわしい人材を発掘する。	
	③人事評価	14 人事評価について十分に理解を深め、所属職員に対して適切な指導助言を行う。	
	連携・協働調整力	①保護者・地域との連携・協働	15 保護者、地域の多様な関心やニーズを的確に把握し、学校の教育計画や教育活動に適切に外部の方の参画を促すなど、連携・協働を推進し、 学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する。
②教育委員会等との連携・協働		16 学校の課題解決に向けて、教育委員会や関係機関と連携・協働する。	
③開かれた学校づくり		17 地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かし、郷土愛や地域への参画意識を醸成するため、家庭・地域に開かれた学校づくりを行う。	
危機管理	①学校安全管理	18 危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実を図り、事故等の未然防止に向け平素から職員の危機管理能力を高めるとともに、緊急時の対応においてリーダーシップを発揮する。	
		19 予算編成の趣旨を踏まえ効果的な予算の執行管理及び公金や諸帳簿の管理を適切に行うとともに、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理を徹底する。	
	②学校情報管理	20 HP、校内ネットワーク、ソフトウェア等における情報漏洩防止のため、厳正なセキュリティ管理を実施する。	

今後改正を検討

山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目		「指標」養護教諭用A				
能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
健康相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
	2 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた指導・支援を行うとすることができる。		○			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。				○	
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。	○2			○	
	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。					
保健管理力	6 健康に関する個人情報管理を適切に行うことができる。		○			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取り組みを行うことができる。		○			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導、保健予防等を行うことができる。		○			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。		○			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。		○			
保健教育力	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることことができる。			○		
	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。				○	
	13 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。	○3				
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。		○			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。		○			
保健経営力	16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。		○			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。			○		
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。				○	
	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。				○	
	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。	○4				
保健室 経営力	21 保健室の環境整備ができる。		○			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。		○			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。				○	
	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上立った指導を行うことができる。				○	
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。					○
保健組織 活用力	26 人とのつながりを大切にし、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。	○5				
	27 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。		○			
	28 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。				○	
	29 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。				○	
	30 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。					○
ICT活用力 ・情報モラル	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○7				
	32 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し学校のICT環境の整備を進めることができる。				○	
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。					○
	35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○6				
特別支援教育力	36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。		○			
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○	
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。				○	
	39 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネーター力をもとに、教育的支援を行うことができる。					○
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○

今後改正を検討

領域	能力	項 目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
食に関する指導力	児童生徒理解力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1					
		2 一人一人の児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○				
		3 不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○			
	食育推進力	4 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。	○2					
		5 児童生徒の実態を把握し、食に関する指導における全体計画や年間指導計画の作成に参画することができる。		○				
		6 学校教育目標を踏まえ、学校・家庭・地域の連携による食に関する指導及び全体計画の作成を行うことができる。			○			
		7 食に関する指導体制について評価し、学校、家庭、地域、関係機関との連携により改善を図ることができる。					○	
		8 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。	○3					
	給食時間における食に関する指導力	9 学校給食を教材として活用し、専門的な立場から資料提供や助言等を行い、学級担任と連携し食に関する指導を行うことができる。			○			
		10 地域の食生活や産業等を理解し、郷土料理や地場産物の導入等の工夫をし、関係機関と連携し食に関する指導を行うことができる。				○		
	教科等における食に関する指導力	11 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。	○4					
		12 教科や学級活動のねらいを理解し、学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業や指導、資料提供等を行うことができる。			○			
		13 PDCAサイクルを活かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。				○		
	個別的な相談指導力	14 カウンセリングの基礎的な知識を習得し、栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方について理解することができる。			○			
		15 肥満や痩身、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者に、担任、養護教諭と連携し、栄養管理や指導を行うことができる。				○		
		16 児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理や指導を行うための、関係機関との連携体制を構築することができる。				○		
		17 スポーツ栄養など食に関する専門性を高め、児童生徒の実態に即した実践的な指導を行うことができる。					○	
18 栄養管理責任者としての役割について理解している。		○5						
学校給食管理力	19 学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養量に基づいた献立を作成することができる。			○				
	20 教科等と連携させ、学校給食を教材として効果的に活用できるねらいを持った献立を作成することができる。			○				
	21 児童生徒の栄養摂取状況や残食調査等により課題を把握し、食に関する指導や献立作成へ反映させることができる。			○				
	22 自己管理能力を育成したり、食への関心を高めたりする献立を作成することができる。				○			
	23 児童生徒の食に関する知識や学習状況を把握し、教材として活用できるような献立の工夫や改善を図ることができる。					○		
	24 残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、改善策を考え実践し、児童生徒の健康状態の改善につなげることができる。					○		
	25 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。	○6						
	26 学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備、食品、学校給食調理員の衛生について点検や指導助言を行うことができる。			○				
	27 給食関係者と連携し、安心・安全な食材の選定や物資管理を行い、諸帳簿の記録等の校務処理を適切に行うことができる。			○				
	28 食中毒や異物混入、食物アレルギー一発症防止等の危機管理体制を構築し、対応方策を考案することができる。			○				
衛生管理力	29 衛生管理責任者として、校長、所長、養護教諭、学校医・薬剤師、関係機関等と連携し、調理場の運営・改善を行うことができる。				○			
	30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○8						
	31 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○				
	32 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。				○			
	33 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な指導や対策を行うことができる。					○		
	34 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○7						
	35 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・指導を行うことができる。			○				
	36 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○			
特別支援教育力	37 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。				○			
	38 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。					○		
	39 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。						○	

今後改正を検討

市町村教育委員会参考用		幼稚園教諭用A【保育の実践に関する資質・能力】		※○印は、その段階における重点項目		「指標」幼稚園教諭用A ●		
領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
幼児理解力 ・教育相談力	幼児理解力 ・教育相談力	1 幼児に対する深い教育愛をもっている。	○1					
		2 幼児と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。			○			
		3 一人一人の幼児のよさを見取り、園生活に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。			○			
		4 幼児一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助ができる。			○			
		5 いじめや登園渋りなどの課題について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・援助ができる。			○			
		6 保護者の子育ての悩み等について理解・受容し、適切な助言を行うことができる。				○		
		7 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、発達や学びの連続性を見通した指導・援助ができる。					○	
		8 幼児の指導・援助に関する課題を捉え、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることができる。						○
		9 幼児の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。		○2				
		10 幼児が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい集団づくりに取り組むことができる。				○		
		11 園生活における体験を通して、生命を大切にす心や思いやりの心、規範意識を育むことができる。				○		
		12 園目標の実現に向け、教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた保育を進めることができる。					○	
		13 地域や園の実態に応じ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等との連携や交流を図ることができる。						○
		14 幼稚園教育要領等を理解し、保育を行うことができる。		○3				
保育指導力	基礎的保育力 ・カリキュラムマネジメント	15 幼稚園教育要領等と幼児の実態、教材の価値を踏まえ、指導計画を作成することができる。					○	
		16 保育に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導・援助に活かすことができる。					○	
		17 保育のねらいに応じて、指導・援助や環境構成を行うことができる。						○
		18 一人一人の幼児の興味や欲求に応じて、適切な指導・援助を行うことができる。						○
		19 幼稚園教育要領、学習指導要領、「第6次山形県教育振興計画」の趣旨を活かしたカリキュラムづくりを推進することができる。						○
		20 園の特色を活かし、成果と課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。						○
		21 幼児理解に基づいた評価の意義と方法について理解している。		○4				
		22 幼児理解に基づいた評価の在り方を理解し、幼児一人一人のよさや可能性などを把握することができる。				○		
		23 幼児の実態や状況の変化等に即して、指導過程の評価を行い、指導計画の工夫・改善を行うことができる。					○	
		24 指導過程の評価について、園全体にフィードバックすることができる。						○
保育の専門性の構築	保育の専門性の構築	25 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的・計画的な取組みを進めることができる。					○	
		26 専門書等を活用したり、園外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。					○	
		27 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。						○
		28 指導力の向上や園の課題の解決に活かせる研究会や研修に参加し、教職員に広く情報発信をすることができる。					○	
		29 園の課題解決や指導力向上に向けて、教職員に適切な助言を行うことができる。						○
		30 国や県、市町村等における今日的な保育の動向を把握し、それらを園全体に広めることができる。						○
		31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。		○6				
		32 幼児の体験との関連を考慮し、ICT機器を活用することができる。				○		
		33 ICT機器の活用を教職員とともに推進することができ、園のICT環境の整備を進めることができる。					○	
		34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、保護者に的確な指導や助言ができる。						○
ICT活用力 ・情報モラル	ICT活用力 ・情報モラル	35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。					○5	
		36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助や環境構成に取り組むことができる。				○		
		37 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・援助を行うことができる。						○
		38 個別の指導計画や支援計画の意義を理解し、活用することができる。						○
		39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネータ力をもとに指導・援助を行うことができる。						○
		40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、園・家庭・地域での指導・援助を効果的につなぐことができる。						○

国の指針と県の指標(教諭用A)との対応について

(改正指針及び意見を踏まえ、右側の表 黄色の網掛け部分)とおり修正)

参考

山形県教員指標 教諭用A【教職の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

●国の指針で示された「教師に共通的に求められる資質能力」(資料3-1)		●国指針と県指標の対応					領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
生徒指導に主として関するもの	①子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。	A3					生徒指導力	児童生徒理解力・教育相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。	○					
	②生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。	A1 修正	A5	A7					2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。	○					
	③教育相談の意義や理論(心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。)を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。	A1 修正	A2	A4					3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。	○					
	④キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。	A6 修正	A13						4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。	○					
	⑤子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり(学級経営)を行うことができる。	A2	A5						5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。			○			
学習指導に主として関するもの	①関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。	A14	A15	A17	A20	A29	学習指導力	集団指導力・学級経営力	6 児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進める。キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。				○		
	②カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。	A16	A25						7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることことができる。	○					
	③子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。	A17 修正							8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。			○			
	④各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	A14	A19						9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら、それぞれの可能性や活躍の場を引き出される安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。			○			
	⑤「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A15	A18	A19					10 学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。【県独自】				○		
ICTや情報・教育データの利活用に主として関するもの	①学校におけるICTの活用意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行うことができる。	A17 修正					基礎的授業力・カリキュラムマネジメント	指導の積極的改善	11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。【県独自】						
	②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A14	A19						12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。						
	③子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。	A20、A21の間に新設							13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。						
	④各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	A22	A23	A27					14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。	○					
	⑤「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A16	A24						15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。			○			
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に主として関するもの	①学校におけるICTの活用意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行うことができる。	A17 修正					教師としての専門性の構築・専門教科の指導力強化	ICT活用力・情報モラル	16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。						
	②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A14	A19						17 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習内容の習熟の程度などを踏まえて、個に応じた学習者中心の指導を行うことができる。			○			
	③子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。	A18	A19						18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。				○		
	④各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	A15	A18	A19					19 学校の特色や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。					○	
	⑤「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A20、A21の間に新設							20 学習評価の意義と方法について理解している。	○					
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に主として関するもの	①学校におけるICTの活用意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行うことができる。	A22	A23	A27			特別支援教育力	ICT活用力・情報モラル	21 児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究を行うことができる。						
	②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A22	A23	A27					22 評価規準を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。			○			
	③子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。	A15	A18	A19					23 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。				○		
	④各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	A20、A21の間に新設							24 教材における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。					○	
	⑤「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A22	A23	A27					25 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。			○			
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に主として関するもの	①学校におけるICTの活用意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行うことができる。	A30 修正	A31	A32	A33	A34	特別支援教育力	ICT活用力・情報モラル	26 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。						
	②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A31 修正							27 郷土を理解し、郷土に誇りをもち、地域とつながる心を育む体験活動等を進めることができる。【県独自】			○			
	③子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。	A30 修正	A31	A32	A33	A34			28 研究会や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。				○		
	④各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	A30 修正	A31	A32	A33	A34			29 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。【校内研修活性化】					○	
	⑤「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A30 修正	A31	A32	A33	A34			30 英語教育や道徳教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。			○			
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に主として関するもの	①特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	A35 修正	A36	A37	A38	A39	A40	特別支援教育力	ICT活用力・情報モラル	31 学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。					
	②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A35 修正	A36	A37	A38	A39	A40			32 パソコンやタブレット、デジタル教科書などのICT機器を、授業で柔軟に活用するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。			○		
	③子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。	A35 修正	A36	A37	A38	A39	A40			33 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○		
	④各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	A35 修正	A36	A37	A38	A39	A40			34 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の整備活用を進めることができる。				○	
	⑤「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	A35 修正	A36	A37	A38	A39	A40			35 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。					○

・着任時の姿:初任時 ・始発期:1~3年目 ・成長期:4~10年目 ・充実期:11~20年目 ・組織運営期:21年目~

国の指針と県の指標(教諭用B)との対応について

(改正指針及び意見を踏まえ、右側の表 黄色の網掛け部分)と対応修正)

山形県教員指標 教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

●国の指針で示された「教師に共通的に求められる資質能力」(資料3-1)		●国指針と県指標の対応										
教職に必要な素養に主として関するもの	①「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。	「教育公務員としての自覚」「学び続ける姿勢」										
	②豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。	① i 「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義の理解	B9 修正									
	③学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。	① ii (教師の) 社会的役割・服務等の理解	B13	B14								
	④自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。	① iii 国内外の変化に合わせて常に学び続ける意識	B6	B9	B10	B11	B12 修正					
	⑤子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。	② i 豊かな人間性や人権意識	B1	B5	B6							
	② ii 他の教職員や子供達、保護者、地域住民等との円滑なコミュニケーション、良好な人間関係の構築	B1	B3	B4	B8	B24	B25	B26	B27			
		「経営参画意識」「チーム運営力」										
	③ i 学校組織マネジメントの意義の理解	B18	B19	B22								
	③ ii 限られた時間や資源の効果的な活用	B18 修正	B23	B27	B30							
	③ iii 学校運営の持続的な改善のための校務への積極的な参画	B18	B20	B21	B31							
		「経営参画意識」										
	④ i 自身や学校の強み・弱みの客観的な理解	B8	B19									
	④ ii 家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢	B2	B10	B11	B16	B17	B25					
		「学校・園の安全管理」										
	⑤ 子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。	B34	B35	B36	B37							

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力	1 言葉遣いやマナー、コミュニケーションなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。	○				
		2 悩みや困ったことが生じた場合等には、管理職や同僚に相談することができる。		○			
		3 互いに相談し合える雰囲気や率先してつくることのできる。			○		
		4 教職員間のコミュニケーションを活性化し、相互理解を促進することができる。			○		
	豊かな人間性・教養	5 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に関する専門性を身に付けている。	○				
		6 日本及び外国の文化・歴史、環境問題、平和問題等についての広い知識を持っている。		○			
		7 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもって仕事に取り組むことができる。【県独自】			○		
		8 地域の一人として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。			○		
	学び続ける姿勢	9 「令和の日本型学校教育」を踏まえた、新しい時代における教育、学校及び教職の意義や、学び続ける教師の重要性について理解している。	○				
		10 常に自らの学びを省察し、課題を発見し改善に努めることができる。		○			
		11 管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め自己を省察し、成長につなげることができる。			○		
		12 教師として自己革新への意欲をもち続け、教育の動向様々な情報を適切に収集・整理・分析し、社会や学校を取り巻く状況変化等を踏まえつつ、たゆまぬ自己研鑽を行うことができる。				○	
教育公務員としての自覚	13 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。	○					
	14 高い倫理性のもとに、教育公務員として法令及び服務規律を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。		○				
	15 高い倫理性と厳正な服務規律のもとに自らの使命・任務を遂行し、同僚への助言も行うことができる。【校内研修活性化】				○		
チームマネジメント能力	学校組織・教職員集団の視点を踏まえ追記【県独自】	16 山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、人とのつながりを大切に、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。	○				
		17 同僚と協働することの意義を理解するとともに、自分の意見を発信しながら問題解決に向けてチームで対応することができる。		○			
		18 組織の一員として自己の役割を自覚し、限られた時間や資源を効果的に用いつつ、学校・園の運営に貢献することができる。			○		
	経営参画意識	19 学校・園を取り巻く状況を把握・分析し、組織の課題を発見することができる。				○	
		20 柔軟な発想と企画力、的確な判断力を持ち、全体最適の視点から学校・園の職務を推進することができる。					○
		21 学校・園の運営について、機会を自ら創り出して管理職に意見具申することができる。					○
		22 組織運営や教科経営に積極的に関わり、学校・園の教育目標の実現に向けて工夫改善を行うことができる。					○
	連絡調整力	23 組織全体について、内外の環境要因を広く見渡しながらその特徴をつかみ、強みを活かした教育活動を展開することができる。					○
		24 保護者や地域等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。			○		
		25 学校・園の共通認識のもと、外部の専門機関と連携を図ることができる。				○	
	チーム運営力	26 保護者、地域、関係機関等、様々な立場の人と協力し、広く情報収集したり、適切に情報発信したりすることができる。					○
27 外部との調整の実務担当者として、学校・園の課題に応じて人的・物的資源を活用することができる。						○	
28 互いの課題や悩みに気付き、支え合う環境をつくることともに、経験の浅い教職員を積極的に支援することができる。【校内研修活性化】					○		
29 会議や研修が効率的に行われるように、参加者の意見や積極的な取組みを引き出すことができる。					○		
若手教員育成の視点を踏まえ追記【県独自】	30 同僚の特性や強みを見取り、それらを活かしたよりよい組織づくりに貢献することができる。				○		
	31 外部専門家等も含めた「チーム学校」づくりに参画することができる。					○	
	32 若手教員メンターとして、新規採用職員をはじめとする若手教員に対してアドバイスやサポート等を行うことができる。			○			
後輩への指導・助言力	33 同僚の教育実践における課題について、学び合う意識をもって助言することができる。【校内研修活性化】					○	
	34 自らの指導及び援助等の技術を公開し、職員のロールモデルであることを自覚し、後進の育成に当たることができる。【校内研修活性化】					○	
危機管理対応能力	学校・園の安全管理	35 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。	○				
		36 危険発生時の対処要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えて、事件・事故、災害への的確な対応ができる。		○			
		37 安全教育の計画の策定に主体的に参画し、学校・園の安全に関する実践を推進することができる。				○	
	38 危険発生時の対処要領の作成に参画し、事件・事故、災害への的確な対応ができる。					○	
学校・園の情報管理	39 パソコンの使用規程などを遵守し、個人情報の保護などの安全管理に努めながら資料を作成したり活用したりすることができる。		○				
	40 最新のICT技術の動向や実態を把握して、安全管理の重要性の啓発を推進することができる。			○		○	

・着任時の姿:初任時 ・始発期:1~3年目 ・成長期:4~10年目 ・充実期:11~20年目 ・組織運営期:21年目~

国の指針と県の指標（校長用）との対応について

（改正指針及び意見を踏まえ、右側の表 **黄色の網掛け部分**）とおり修正）

山形県教員指標 校長用

☆「指標」校長用☆

●国の指針で示された校長に求められる資質能力（参考資料1）

三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項
1 学校種・教員等の職等の範囲 (2) 校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等の場面においても、指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体である。こうしたことを踏まえ、 (A)校長については、教員とは別に、個別の指標を策定することとする。
3 指標の内容を定める際の観点 (1) 校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。これらの基本的な役割を果たす上で、従前より求められている(㉞)教育者としての資質や(㉟)的確な判断力、決断力、(㊱)交渉力、(㊲)危機管理等のマネジメント能力に加え、 これからの時代においては、特に、(B)様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること(アセスメント)や、(C)学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと(ファシリテーション)が求められる。

●国指針と県指標の対応

「指標」への対応状況		項目番号等
A 現行の「指標」において、教員とは別に策定済み		
《現行の指針において記載されている、校長に求められている能力》		
㉞ 教育者としての資質	教育公務員としての自覚	4
㉟ 的確な判断力、決断力	総合的な人間力 管理職としての見識	1
㊱ 交渉力	連携・協働調整力 ㉠教育委員会等との連携・協働	16
㊲ 危機管理	危機管理 ㉡学校安全管理 ㉢学校情報管理	18~20
《改正指針において掲載されている、校長に特に求められる能力》		
B アセスメント能力	学校経営力 ㉣学校経営目標の設定と達成 → 左記を踏まえ、一部追記	5 修正
C ファシリテーション能力	連携・協働調整力 ㉤保護者・地域との連携・協働 → 左記を踏まえ、一部追記	15 修正

領域	能力	項目		
総合的な人間力	管理職としての見識	1 学校の責任者として、自己管理に努め、職業倫理の模範を示すとともに、豊かな経験にもとづき、的確で迅速な判断・決断をしリーダーシップを発揮する。		
		2 国や県、市町村教育委員会の教育施策について情報を収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握し、教育哲学や理念に基づいた学校経営を行う。		
	学び続ける姿勢	3 「令和の日本型学校教育」の実現のため、自ら研究と修養に励み資質・能力を磨くとともに、職務上の自らの言動や行動を絶えず省察し、校長としてのマネジメント力等の向上を図る。		
教育公務員としての自覚	①学校経営目標の設定と達成	4 教育公務員として自ら法令を遵守し、「師表」となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね教職員を指導する。		
		5 自校の実態と使命を踏まえ、 学校が置かれた内外環境に関する情報を収集・整理・分析、組織内で共有しながら 先見性をもって経営目標を策定し、その実現に向けて経営戦略を構築する。		
		6 学校評価をもとに教育活動や学校運営の状況を的確に把握し、継続的な評価・改善を行うとともに、積極的な情報発信を行い、説明責任を的確に果たす。		
		②カリキュラムマネジメント	7 教育目標の具現化に向けて学校の使命や教職員の実態等を踏まえ、特色を活かしたカリキュラムの作成・管理・改善にリーダーシップを発揮する。	
			③組織体制づくり	8 組織運営にかかわる内部・外部の環境条件を把握し、事務職員、技能職員等の職務も理解しながら、強みを活かした教育活動の実現に向けた組織づくりを行う。
				9 「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の課題に、組織で対応する「チーム学校」づくりに指導性を発揮する。
	10 職場内のコミュニケーションを通じて協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団を育成する。			
	人材育成力	11 業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。		
		①人材育成	12 教職員一人一人の能力や適性を把握し、チームや学年、教科等によるOJTを推進するとともに、キャリアステージに応じた外部での研修を促す。	
		②人材発掘	13 ミドルリーダー・シニアリーダーの育成を図り、管理職にふさわしい人材を発掘する。	
		③人事評価	14 人事評価について十分に理解を深め、所属職員に対して適切な指導助言を行う。	
連携・協働調整力		①保護者・地域との連携・協働	15 保護者、地域の多様な関心やニーズを的確に把握し、学校の教育計画や教育活動に適切に外部の方の参画を促すなど、 連携・協働を推進するし、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する。	
	②教育委員会等との連携・協働	16 学校の課題解決に向けて、教育委員会や関係機関と連携・協働する。		
	③開かれた学校づくり	17 地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かし、郷土愛や地域への参画意識を醸成するため、家庭・地域に開かれた学校づくりを行う。		
危機管理	①学校安全管理	18 危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実を図り、事故等の未然防止に向け平素から職員の危機管理能力を高めるとともに、緊急時の対応においてリーダーシップを発揮する。		
		19 予算編成の趣旨を踏まえ効果的な予算の執行管理及び公金や諸帳簿の管理を適切に行うとともに、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理を徹底する。		
	②学校情報管理	20 HP、校内ネットワーク、ソフトウェア等における情報漏洩防止のため、厳正なセキュリティ管理を実施する。		

議第 3 号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例 の施行規程の一部を改正する規則の制定について

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行 規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程（昭和 29 年 8 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「再任用職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同表の注書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は令和 3 年改正法附則第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する学校職員をいう。）をいう。）は、改正後の別表第 2 の注書に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同表の規定を適用する。

提 案 理 由

定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規定を整備するため提案するものである。

令和 5 年 3 月 15 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程新旧対照表

現 行						改 正 案					
別表第2 再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務						別表第2 定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表の各					
の級						級の職務					
行政職給料表区分	9級 8級	7級 6級 5級 4級	3級	2級	1級	行政職給料表区分	9級 8級	7級 6級 5級 4級	3級	2級	1級
給料表						給料表					
教育職給料表(2)	4級 3級	特2級 2級		1級		教育職給料表(2)	4級 3級	特2級 2級		1級	
医療職給料表(2)		7級 6級 5級	4級 3級	2級	1級	医療職給料表(2)		7級 6級 5級	4級 3級	2級	1級
(注) 再任用職員とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。						(注) 定年前再任用短時間勤務職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。					

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の 施行規程の一部改正について

1 改正概要

地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。併せて現行の再任用制度が廃止となるとともに、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる、定年前再任用短時間勤務制が導入されることとなったため、規定を整備するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

議第 4 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和 40 年 4 月県
教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項及び第 5 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務
職員」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を
「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号中「再任用職員（地方公務員法
（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6
第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）」を「定
年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用
短時間勤務職員」に改め、同条第 5 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前
再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 6 項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任
用短時間勤務職員」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 11 条中「再任用短時間勤務職員」を
「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。
以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1
項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項
の規定により採用された学校職員（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例（昭和 27 年 12 月県条例第 93 号）第 2 条に規定する学校職員をいう。）をい
う。次項において同じ。）は、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条
例第 3 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再
任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の山形県立学

校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第7条第2項第2号、同条第3項及び同条第6項第2号の規定を適用する。

- 3 暫定再任用職員で令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条第3項並びに第5項、第7条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号及び第2号、同条第3項、同条第5項第2号、同条第6項第2号、第7条の2第1項及び第2項並びに第11条の規定を適用する。
- 4 附則第2項の規定は市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員である暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項、令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）について準用する。この場合において、附則第2項中「（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」とあるのは「（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」と、「この」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月山形県教育委員会規則第13号）第1条の2において準用するこの」と読み替えるものとする。
- 5 附則第3項の規定は学校職員である暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」と、「新規則」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月山形県教育委員会規則第13号）第1条の2において準用する新規則」と読み替えるものとする。

提 案 理 由

定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規定を整備するため提案するものである。

令和5年3月15日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広樹

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準)</p>	<p>(勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準)</p>
<p>第3条 一略一</p>	<p>第3条 一略一</p>
<p>2 一略一</p>	<p>2 一略一</p>
<p>3 条例第3条第2項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(特別の勤務に従事する学校職員を除く。)の勤務時間は、1日につき7時間45分以下となるように割り振るものとする。</p>	<p>3 条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(特別の勤務に従事する学校職員を除く。)の勤務時間は、1日につき7時間45分以下となるように割り振るものとする。</p>
<p>4 一略一</p>	<p>4 一略一</p>
<p>5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第4条第1項ただし書の規定により、特別の勤務に従事する学校職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の勤務を要しない日を設定、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p>	<p>5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第4条第1項ただし書の規定により、特別の勤務に従事する学校職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の勤務を要しない日を設定、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p>
<p>(年次有給休暇の日数)</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p>
<p>第7条 条例第9条第1項第1号(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、当該日数が当該学校職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき付与すべきこととされる日数を下回る場合は、同法に基づき付与すべき日数とする。</p>	<p>第7条 条例第9条第1項第1号(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、当該日数が当該学校職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき付与すべきこととされる日数を下回る場合は、同法に基づき付与すべき日数とする。</p>
<p>(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日(条例第4条第1項及び第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であることをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務</p>	<p>(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日(条例第4条第1項及び第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であることをいう。以下同じ。) 20日に斉一型</p>

務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第3条第1項又は第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。第10条第2項第2号ニ及び同項第4号において同じ。)を1日として日に換算して得た日数

2 条例第9条第1項第2号の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに学校職員となつた者(次号に掲げる学校職員を除く。)その者の当該年における在職期間に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)

—略—

(2) 当該年において職員条例適用職員等(条例第9条第1項第3号に規定する職員条例適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となつた者で、引き続き新たに学校職員となつたもの 職員条例適用職員等となつた日において新たに学校職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに学校職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員

短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第3条第1項又は第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。第10条第2項第2号ニ及び同項第4号において同じ。)を1日として日に換算して得た日数

2 条例第9条第1項第2号の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに学校職員となつた者(次号に掲げる学校職員を除く。)その者の当該年における在職期間に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)

—略—

(2) 当該年において職員条例適用職員等(条例第9条第1項第3号に規定する職員条例適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となつた者で、引き続き新たに学校職員となつたもの 職員条例適用職員等となつた日において新たに学校職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに学校職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数)(県教育委員会が別に定める学校職員以外の学校職員にあつては、当該日数が

にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、
県教育委員会が別に定める日数）（県教育委
員会が別に定める学校職員以外の学校職員に
あつては、当該日数が基本日数に満たないと
きは、基本日数）

3 再任用職員又は任期付短時間勤務職員であつて、当該年において1週間当たりの勤務時間又は1週間ごとの勤務日の日数の変更があつたものその他の県教育委員会が年次有給休暇の付与日数につき他の再任用職員又は任期付短時間勤務職員との均衡を考慮する必要がある、かつ、前2項の規定によりがたいと認めるものに係る年次有給休暇の日数については、県教育委員会が別に定める。

4 一略一

5 条例第9条第1項第3号の県教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

(1) 一略一

(2) 条例第9条第3項に規定する学校職員（以下「臨時的任用職員等」という。）又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに学校職員となつたもの

6 条例第9条第1項第3号の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 一略一

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員
その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会
が別に定める日数

(3) 一略一

7 一略一

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における学校職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて

基本日数に満たないときは、基本日数）

3 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であつて、当該年において1週間当たりの勤務時間又は1週間ごとの勤務日の日数の変更があつたものその他の県教育委員会が年次有給休暇の付与日数につき他の定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員との均衡を考慮する必要がある、かつ、前2項の規定によりがたいと認めるものに係る年次有給休暇の日数については、県教育委員会が別に定める。

4 一略一

5 条例第9条第1項第3号の県教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

(1) 一略一

(2) 条例第9条第3項に規定する学校職員（以下「臨時的任用職員等」という。）又は非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに学校職員となつたもの

6 条例第9条第1項第3号の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 一略一

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員
その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会
が別に定める日数

(3) 一略一

7 一略一

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における学校職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて

得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。）に繰越日数を加えた得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引

得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。）に繰越日数を加えた得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている学校職員

き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)～(4)－略－

2 ー略ー

(特別休暇承認の基準)

第11条 特別休暇の期間については、別表に定める基準の範囲内とする。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特別休暇の期間については、その者の勤務日の日数等を考慮し、県教育委員会が別に定める基準の範囲内とする。

が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)～(4)－略－

2 ー略ー

(特別休暇承認の基準)

第11条 特別休暇の期間については、別表に定める基準の範囲内とする。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特別休暇の期間については、その者の勤務日の日数等を考慮し、県教育委員会が別に定める基準の範囲内とする。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部 改正について

1 改正概要

地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。併せて現行の再任用制度が廃止となるとともに、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる、定年前再任用短時間勤務制が導入されることとなったため、規定を整備するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

議第 5 号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し
県教育委員会が定める職等を定める規則の設定について

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員
会が定める職等を定める規則を次のように制定する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育
委員会が定める職等を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関
する条例（昭和 58 年 12 月県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 5 条並び
に山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年 12 月
県条例第 36 号。以下「改正条例」という。）附則第 18 条第 2 項及び第 23 条の規
定により、県教育委員会が定める職等を定めるものとする。

(管理監督職に含まれる職)

第 2 条 条例第 5 条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職は、
主幹教諭（山形県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年 8 月県条例第 30 号）第
4 条第 1 項第 4 号ロに規定する教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち職務
の級特 2 級にあるものが占める職をいう。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(改正条例附則第 18 条第 2 項に規定する県教育委員会が定める職等)

2 改正条例附則第 18 条第 2 項の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に
定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をい
う。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場
合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以
下同じ。）が、基準日の前日における新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日であ
る場合には、改正条例第 13 条の規定による改正前の条例（次項において「旧条
例」という。）第 3 条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定
年が改正条例第 13 条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第 3
条に規定する定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以降に新たに設置された職

(2) 基準日以降に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第 18 条第 2 項の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める学校職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、旧条例第 3 条に規定する定年に準じた年齢）に達している学校職員とする。

（改正条例附則第 23 条に規定する県教育委員会が定める短時間勤務の職等）

4 改正条例附則第 23 条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第 11 条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

5 改正条例附則第 23 条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

6 改正条例附則第 23 条の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第 4 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

提 案 理 由

管理監督職上限年齢制の導入等に伴い、規定を整備するため提案するものである。

令和 5 年 3 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則の設定について

1 概要

地方公務員法の改正により、組織の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営に支障が生じるおそれがあるため、管理職に就く職員を原則60歳で非管理職に異動させる、管理監督職上限年齢制を設けることとした管理監督職上限年齢制が導入されることとなったため、規則を整備するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

議第 6 号

山形県スポーツ推進計画の計画期間の延長について

山形県スポーツ推進計画（山形県スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月策定）及び山形県スポーツ推進計画＜後期改定計画＞（平成 30 年 6 月策定）をいう。）中における文言を下記のとおり読み替えて 2 年間延長する。

記

変更前	変更後
今後 10 年間	今後 12 年間
平成 25 年度からの 10 年間	平成 25 年度からの 12 年間
平成 30 年度からの 5 年間	平成 30 年度からの 7 年間

提 案 理 由

山形県スポーツ推進計画の計画期間について、第 7 次山形県教育振興計画策定に合わせ 2 年間延長するため提案するものである。

令和 5 年 3 月 15 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県スポーツ推進計画の概要

1 位置付け

山形県スポーツ推進計画は、「山形県スポーツ推進条例（平成 31 年 3 月 15 日山形県条例第 54 号）」により、策定することが定められており、国のスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する目標や施策の方向性、具体的な施策を示すものである。

2 計画期間

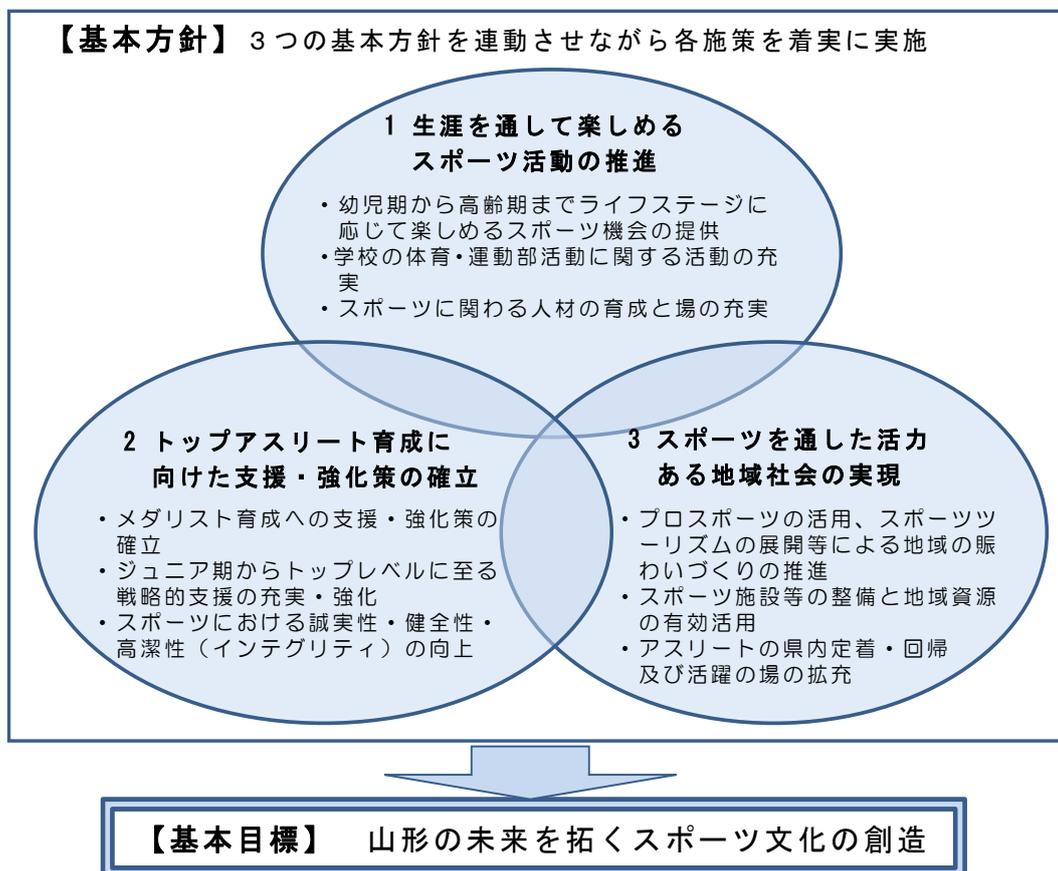
平成 25 年度からの 10 年間（後期改定計画は平成 30 年度からの 5 年間）

3 内容等

平成 25 年 3 月に本県のスポーツの推進に関する基本的な計画となる「山形県スポーツ推進計画」（愛称：スポーツやまがたドリームプラン）を策定し、中間年度において計画の検証と見直しを行い、平成 30 年 6 月に後期改定計画を策定した。

この計画は、本県が目指すスポーツ推進の基本的な方向性を示すとともに、県や市町村、関係機関、関係団体等における具体的な取組施策を示したものであり、それぞれに連携・協力しながら、主体的に本県のスポーツ推進を図ることとしている。

4 山形県スポーツ推進計画（後期改定計画）の基本方針



議第 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定に基づ
く意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例の制定について、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 4 項の規定により山形県
議会議長から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任
し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

提 案 理 由

山形県議会議長から上記条例の制定にあたり意見を求められ、急施を要したため、
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条
第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提
案するものである。

令和 5 年 3 月 15 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

議第 号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第12号中「第53条第4項」を「第53条第4項、第5項」に、「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に、「第59条第1項第3号」を「第58条第2項、第59条第1項第3号」に改め、同欄第13号中「第55条第2項」を「第52条第6項第3号、第55条第2項」に改め、同表第16項事務の欄中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同欄第10号中「届出者」を「届出者等」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同欄第7号を削り、同欄第6号中「第8条第2項」を「第8条第3項前段」に改め、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法第8条第3項後段の規定による現有旅券の返納の受理

第2条第1項の表第16項事務の欄第5号中「及び第12条第3項」を削り、同号を同欄第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法第8条第2項の規定による現有旅券の返納の受理

第2条第1項の表第16項事務の欄第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認

第2条第1項の表第43項事務の欄第2号中「公告及びインターネットの利用による公表並びに」を「公表及び」に改め、同表中第49項を第50項とし、第45項から第48項までを1項ずつ繰り下げ、第44項の次に次の1項を加える。

45 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認	酒田市及び尾花沢市 (第1号及び第3号に掲げる事務にあっては、酒田市に限る。)
---	--

可（同条第5項第6号イに規定する土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する行為に係るものを除く。）に係るものに限る。）

(2) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第5項第6号イに規定する土地に係るものを除く。）

(3) 法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可の通知及び公告（第1号に規定する認可に係るものに限る。）

(4) 法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可の通知及び公告（第2号に規定する認可に係るものに限る。）

第2条第2項の表第1項事務の欄第1号中「第12条」を「第11条」に改め、「及び登録した旨又は登録しない旨の通知」を削り、同欄中第13号を第22号とし、第12号を第21号とし、第11号を第20号とし、同欄第10号中「第29条」を「第31条第1項」に改め、同号を同欄第16号とし、同号の次に次の3号を加える。

(17) 法第31条第2項の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し

(18) 法第31条第3項の規定による博物館に相当する施設の指定又は指定の取消しの公表

(19) 法第31条第4項の規定による専門的又は技術的な指導又は助言

第2条第2項の表第1項事務の欄第9号中「第27条第2項（法第29条において準用する場合を含む。）」を「第29条第2項」に改め、同号を同欄第15号とし、同欄第8号中「第27条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同欄第14号とし、同欄第7号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「抹消」を「抹消及び公表」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第6号中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第5号中「第14条第2項」を「第19条第3項」に、「通知」を「通知及び公表」に改め、同号を同欄第11号とし、同欄第4号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第3号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に、「変更登録」を「変更登録及び公表」に改め、同号を同欄第5号とし、同号の次に次の4号を加える。

(6) 法第16条の規定による定期報告の受理

(7) 法第17条の規定による報告又は資料の提出の要求

(8) 法第18条第1項の規定による勧告

(9) 法第18条第2項の規定による措置命令

第2条第2項の表第1項事務の欄第2号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「登録事項等」を「登録事項」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第13条第3項（法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

(3) 法第14条第2項の規定による登録の通知および公表

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第43項の改正規定は公布の日から、同表第16項の改正規定及び次項の規定は同年3月27日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項の表第16項に掲げる事務のうち、旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる一般旅券の査証欄の増補の申請に係る事務については、なお従前の例による。

提 案 理 由

条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則

(委任する事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

(15) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しに関すること。

(臨時専決処理)

第5条 教育長は、第2条各号に掲げる事務（前条第1項各号に掲げるものを除く。）で緊急に処理することを要するものについて、非常災害その他緊急やむを得ない事情のため教育委員会の会議を開くいとまがないと認められるとき又は教育委員会の会議を開くことができないときは、専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務について、その旨を次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

議第 8 号

博物館法施行細則の一部を改正する規則の制定について

博物館法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（昭和27年3月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第3条を削る。

第2条中「第10条の規定による」を「第14条第1項に規定する」に、「別記様式」を「別記様式第2号」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書の様式は、博物館登録申請書（別記様式第1号）による。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

第5条 法第16条の規定による報告は、博物館定期報告書（別記様式第4号）により、毎年度9月末日までに提出することにより行うものとする。

第5条の次に次の2条を加える。

第6条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届（別記様式第5号）により行うものとする。

第7条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、及び第20条第2項の規定による公表は、県公報への登載により行うものとする。

別記様式中「（用紙寸法は、縦26センチメートル、横18センチメートルとする。）」を削り、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第 1 号

<p>博 物 館 登 録 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>山形県教育委員会 殿</p> <p>申請者 申請者の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>博物館法の規定により下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類を添えて申請します。</p>
博物館の設置者の名称
博物館の設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地
設立年月日
※添付書類 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し 2 博物館法に掲げる博物館の登録審査基準に適合していることを証する書類

別記様式第 2 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第3号

博物館登録事項変更届出書		
年 月 日		
山形県教育委員会教育長 殿		
届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地		
博物館の登録事項を変更するので、博物館法の規定により届け出ます。		
博物館の名称		
博物館の所在地		
変更年月日		
変更する内容		
変更する事項	変更前	変更後
変更する理由		

様式第4号

<p>博 物 館 定 期 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>山形県教育委員会教育長 殿</p> <p>報告者 報告者の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>博物館法の規定により、博物館の運営の状況について報告します。</p>
博物館の設置者の名称
博物館の設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地
館長の氏名
職員数（ 年4月1日現在） 人（うち館長 人、学芸員 人、その他の職員 人）
前年度の開館日数

様式第5号

<p>博 物 館 廃 止 届</p> <p>年 月 日</p> <p>山形県教育委員会教育長 殿</p> <p>届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>博物館を廃止したので、博物館法の規定により届け出ます。</p>
博物館の名称
博物館の所在地
廃止年月日
廃止した理由

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

博物館法の一部改正に伴い、都道府県の教育委員会の規則で定めることとされている博物館の登録に関し必要な事項の一部を改正するため提案するものである。

令和5年3月15日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

博物館法施行細則（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>
<p>第2条 <u>法第10条の規定による博物館登録原簿の様式は、別記様式による。</u></p>	<p>第2条 <u>法第12条第1項に規定する登録申請書の様式は、博物館登録申請書（別記様式第1号）による。</u></p>
<p>第3条 <u>法第12条の規定により、博物館登録原簿に登録したときは、その旨を県公報に公示する。</u></p>	<p>第3条 <u>法第14条第1項に規定する博物館登録原簿の様式は、別記様式第2号による。</u></p>
<p>2 <u>法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき、法第14条の規定により博物館の登録を取り消したとき又は法第15条第2項の規定により博物館の登録をまつ消したときは前項の規定を準用する。</u></p>	
<p>第4条 <u>法第11条の規定による登録申請書には、博物館の職員名簿及び学芸員の履歴書を添付しなければならない。</u></p>	<p>第4条 <u>法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。</u></p>
<p>第5条 <u>法第13条の規定による法第11条第2項各号に掲げる事項の変更届出のうち、当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類は4月末日まで、並びに博物館資料の目録は9月末日及び3月末日現在において翌月20日までに取りまとめ届け出なければならない。</u></p>	<p>第5条 <u>法第16条の規定による報告は、博物館定期報告書（別記様式第4号）により、毎年度9月末日までに提出することにより行うものとする。</u></p>
	<p>第6条 <u>法第20条第1項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届（別記様式第5号）により</u></p>

行うものとする。

第7条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、及び第20条第2項の規定による公表は、県公報への登載により行うものとする。

別記

様式第1号

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
山形県教育委員会 殿	
申請者 申請者の住所又は主たる事務所の所在地	
博物館法の規定により下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類を添えて申請します。	
博物館の設置者の名称	
博物館の設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
設立年月日	
※添付書類	
1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し	
2 博物館法に掲げる博物館の登録審査基準に適合していることを証する書類	

別記様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第2号

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称及び住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

別記様式

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称及び住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

（用紙寸法は、縦26センチメートル、横18センチメートルとする。）

様式第3号

博物館登録事項変更届出書		
年 月 日		
山形県教育委員会教育長 殿		
届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地		
博物館の登録事項を変更するので、博物館法の規定により届け出ます。		
博物館の名称		
博物館の所在地		
変更年月日		
変更する内容		
変更する事項	変更前	変更後
変更する理由		

様式第4号

博物館定期報告書		
年 月 日		
山形県教育委員会教育長 殿		
報告者 報告者の住所又は主たる事務所の所在地		
博物館法の規定により、博物館の運営の状況について報告します。		
博物館の設置者の名称		
博物館の設置者の住所		
博物館の名称		
博物館の所在地		
館長の氏名		
職員数 (年4月1日現在)		
人 (うち館長 人、学芸員 人、その他の職員 人)		
前年度の開館日数		

様式第5号

博 物 館 廃 止 届 年 月 日
山形県教育委員会教育長 殿
届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地
博物館を廃止したので、博物館法の規定により届け出ます。
博物館の名称
博物館の所在地
廃止年月日
廃止した理由

○根拠法

博物館法

第二章 登録

(規則への委任)

第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。